

## 奈良県人事委員会告示第一号

平成十二年十月奈良県人事委員会告示第一号（口頭による開示請求をすることができない個人情報）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月十四日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

表奈良県・市町村土木職員採用共同試験の項中「の不合格者及び県の第一次試験合格者」を「及び県の第二次試験に係るもの」に、「合格発表の日（県の第一次合格者にあつては、第二次試験の）」を「後期日程第一次試験の合格発表の日（後期日程第一次試験の合格者にあつては、合格した自治体の後期日程最終）」に改める。